

ドイツにおける「子どもの権利憲法条項化案」棄却の論理

荒川麻里

はじめに ～ケヴィン事件の衝撃から～

2006年10月10日、自由ハンザ都市ブレーメン、クルマー通り。少年局の職員と裁判所の執行官とが、ドイツ中部を縦に流れるヴェーザー河岸西側のアパートメントの一室へと、2歳の男の子ケヴィンを迎えに行った。唯一の同居人である養父は、玄関のドアを開けて「奥にいるよ」とだけ告げた。養父は薬物依存症であった。そして、ようやくケヴィンが発見された場所はキッチンの冷蔵庫の中であり、ゴミ袋で三重にくるまれた状態で、すでに腐敗が進んでいた。解剖結果によれば、大腿骨及び脛骨に夥しい数の骨折、頭部外傷、骨折部が体外に飛び出す大腿骨開放骨折により最期まで苦しんだと推測されている。その日、ケヴィンは、里親の元へと送り届けられる予定であった¹。

「死の訪れ、少年局より早く」…地方ラジオ局の記事見出しは、この虐待死事件の悲痛さと共に、子どもをめぐる諸制度の脆弱さを端的に伝えている。一人でも多くの子どもを暴力や虐待から守るためには、いかなる法制度が有効であろうか。本稿は、こうした問題関心に基づく研究の一断面である。

子どもには、子どもとして生きる権利があり、権利の行使主体として尊重される。これを保障するために、憲法上に「子どもの権利」を明記しようとする動きがある。このような憲法改正の試みを、本稿では「子どもの権利憲法条項化案」と呼ぶ。世界の多くの憲法において、子どもは保護の対象として登場する²。子どもの権利を明記するものは少ないが、例えば「南アフリカ共和国憲法」(1996年)の第2章「権利章典」に位置づく第28条〔子ども〕は、「すべて子どもは権利を有する」にはじまり、9つの権利を列記している³。同様の例には、2011年7月14日に国連の193カ国目の加盟国となった南スーダンの「南スーダン共和国暫定憲法」(2011年)第17条〔子どもの権利〕がある⁴。同条は、世界で唯一、憲法において親や教師等による体罰および残虐で非人道的な扱いからの自由への子どもの権利を明記している点においても、注目に値する⁵。その他、「子どもの権利」とは明記せずに、基本的人権についての年齢による差別の撤廃を求めるものに、スウェーデン王国憲法「統治法典」(第2条4項)などがある⁶。

憲法改正の例には、1999年に全面改正された「スイス憲法」第11条があり、「子どもおよび青少年は、傷つけられないための特別な保護および発達への援助を要求する権利を有する」⁷とある。近年では、2011年2月にオーストリア共和国が、8条からなる「子どもの権利に関する憲法律」を制定している⁸。ただし上記のいずれも、改正によって変更を加えられた旧条文が存在しない点には注意が必要である。ちなみに日本の憲法改正案では、例えば民主党憲法調査会の「憲法提言中間報告」(2004年6月22日)に「子どもの権利」の項目がある⁹。同報告は、国連子どもの権利委員会から二度の勧告を受けている日本の現状に触れた上で、憲法において「子どもが権利を享受し、行使する主体である旨、明記すべきである」と提案している。周知のように、改正には至っていない。

上述したケヴィン事件後、ドイツでは子どもの権利憲法条項化の動きが再燃し、新聞紙面にも「子どもの権利が憲法に！」という見出しが多く見受けられた¹⁰。結論から言えば、現在、ドイツの憲法には「子どもの権利」は明記されていない。今年、2012年1月19日の連邦議会において、提案が再び否決されたばかりである。

成文法として法制上に位置づくものとは異なり、可決されなかった法案については、国内外を問わず取り扱う論文やコメンタールも少ない。ドイツにおける子どもの権利憲法条項化の試みについては、教育法学の分野で多くの業績を残す結城の研究によって、その重要な一端が紹介されている（結城1999）。その一端とは、ドイツ再統一後の憲法改正論議において、すでに子どもの権利憲法条項化案が提起され、審議されたという事実である。それを結城は、「子どもの権利の歴史において、同時にまた世界の憲法史上まさしく一つのエポック」（147頁）であるとし、紙幅の限られた論考で、資料の重要部分については訳出まで行っている。

ドイツでは、その後も子どもの権利憲法条項化が繰り返し提案されているが、改正には至っていない。憲法上に子どもの権利を明記しないのはなぜだろうか。本稿は、結城の研究に示唆を受け、またその問題提起にちよって、ドイツ再統一以降、今日までの子どもの権利憲法条項化案を取り上げて考察する。提案棄却という結果に至った論理を、審議経過に基づき解明することが本稿の目的である。以下では、①ドイツ再統一後の憲法改正案、その後の②子どもの権利をめぐる法改正の動向、および③子どもの権利憲法条項化案について、主としてドイツ連邦議会資料及び議事録¹¹を材料に分析を行う。

1. 再統一後の憲法改正案（1993年）

現行憲法である「ドイツ連邦共和国基本法」の家族条項第6条は、1949年5月23日の制定以来、これまで変更を加えられていない。これは当時の西ドイツ（ドイツ連邦共和国: Bundesrepublik Deutschland）の憲法で、通称「ボン基本法」と呼ばれた。「基本法」という名称は、「ドイツ国民が自由な決断で議決した憲法が施行される日に、その効力を失う」（基本法第146条）までの基本となる法という意味を持つ。分断された二つのドイツ国家は、1990年10月3日、ドイツ帝国（1871年）以来の再統一（Deutsche Wiedervereinigung）を果たした。実際には、東ドイツ（ドイツ民主共和国: Deutsche Demokratische Republik）の5つの州が西ドイツに編入されるという方式をとったため、基本法がそのまま統一ドイツの憲法となっている（結城1999:146）。

再統一後、1991年11月28日に「両院合同憲法委員会」（Gemeinsame Verfassungskommission von Bundestag und Bundesrat）の設置が連邦議会で決定され（BR-Drs. 740/91）、東西ドイツ「統一条約」（Einigungsvertrag, BT-Drs. 11/7760）に規定された基本法見直しが実行に移された。近年の子どもの権利憲法条項化案を理解する上でも非常に重要な同委員会での議論について、ここでは、1993年11月5日に提出された両院合同憲法委員会の最終報告書（BT-Drs. 12/6000）に沿って、問題提起、審議経過、理由について整理し¹²、憲法改正の審議経過を含めて確認しておく。

1-1. 問題提起

最終報告書は11章からなり、総頁数は167頁にもなる。子どもの権利憲法条項化に関する報告は、第3章「基本権」における「婚姻、家族、子ども」の項目に位置づく。その冒頭には、「合同委員会は、

基本法第6条の改正を勧告しない」とある。つまり、子どもの権利憲法条項化案は、第6条改正案として提案されたのである。続く「問題提起」には、第6条をめぐる次の4つのテーマが挙げられた。

- i) 婚姻によらない生活共同体への、第1項に基づく保護の拡大
- ii) 家族生活と職業生活との調和
- iii) 家庭における教育と世話に対する憲法上の特別な承認
- iv) 子どもの特別な権利の憲法条項化

このうち4つ目が、子どもの権利憲法条項化の問題である。これについては、大要、次のように説明されている。

基本法は、子どもの特別な権利、とりわけ子どもの法的地位について何ら語るところがない。憲法上、子どもは第6条においてのみ言及されているが、それは規律の対象としてであり、固有の権利主体としてではない。一方で、連邦憲法裁判所判決によれば、子どもが基本権の担い手であることはすでに明白である（1968年6月29日判決 BVerfGE 24, 119, 144）。子どもの権利の憲法条項化は、青少年大臣連邦会議や連邦議会子ども委員会等の様々な団体が提起する問題である。（55頁）

1-2. 審議経過

1993年6月17日、子どもの権利憲法条項化案についての合同憲法委員会における採決の際、SPD (Sozialdemokratische Partei Deutschlands: 社会民主党) の委員からの提案等が審議された¹³。表1は、現行法と改正案の第6条の比較表であり、修正および追加の箇所はゴシック体で示している。

表1 ドイツ連邦共和国基本法と合同憲法委員会の改正案における第6条の比較¹⁴

現行法	改正案
(1) 婚姻および家族は、国家秩序の特別な保護を受ける。	(1) 婚姻および家族は、国家秩序の特別な保護を受ける。この保護には、婚姻によらない生活共同体の保護を含む。
(2) 子どもの育成および教育は、両親の自然的権利であり、かつ、何よりもまず両親に課せられた義務である。この義務の実行については、国家共同体がこれを監視する。	(2) 女性は妊娠および出産に際し、共同社会の保護と配慮を請求することができる。
(3) 子どもは、親権者に故障があるとき、または子どもがその他の理由から放置されるおそれのあるときには、法律の根拠に基づいてのみ、親権者の意思に反して、これを家族から引き離すことが許される。	(3) 家族共同体において子どもを教育し、あるいは要介護者の世話をする者は、国家の援助を受ける。国家はまた女性も男性も同様に、家族への責務と同時に、職業生活および公的社会への参加を果たす可能性を促進する。
(4) すべて母親は、共同社会の保護と配慮を請求することができる。	(4) 子どもは基本権を保持し発展させる権利、および自己決定と自己責任能力のある人格への発達の権利を有する。
(5) 嫡出でない子に対しては、法律制定によって、身体的および精神的成長について、ならびに社会におけるその地位について、嫡出子と同様の条件が与えられなければならない。	(5) 子どもの育成および教育は、両親の自然的権利であり、かつ、何よりもまず両親に課せられた義務である。この義務の実行については、国家共同体がこれを監視する。自立的で責任ある行為への子どもの成長しつつある能力は配慮される。子どもは暴力から自由に教育される。
	(6) 国家共同体は子どもにふさわしい生活環境に配慮する。また子どもの身体的および精神的発達のための平等な条件を整備し、家庭的、経済的、社会的環境による子どもの不利益を排除しなければならない。子どもの福祉に反する子どもの労働は禁止される。子どもは、親権者に故障があるとき、または子どもがその他の理由から放置されるおそれのあるときには、法律の根拠に基づいてのみ、親権者の意思に反して、これを家族から引き離すことが許される。

現行法と照らし合わせてみると、子どもの権利を明示した改正案第4項が新規の項目として追加され、また親の権利の項目（第5項）より前に挿入されていることがわかる。

第4項の採決結果は、賛成24票で賛成多数ではあったものの、委員の3分の2以上の法定多数¹⁵に達せず否決された。

1-3. 理由

最終報告書には、問題提起、審議経過に続く理由の項目に、提案理由およびそれに対する反対意見がまとめられている。「子どもの特別な権利の憲法条項化」（問題提起 iv）に関する理由（59-60頁）は、提案と反対意見を対照させると下の表2のように整理できる（ゴシック体は理由の主要部分）¹⁶。

表2 合同憲法委員会における子どもの権利憲法条項化案の提案および反対理由

提案理由	内容	反対理由
実質上、子どもが基本権能力を有することには議論の余地はない。第二次世界大戦後40年間の法的発展を憲法上に再確認し、積極的に明記すべきである。	基本権	現行法において、子どもは基本権の主体として十分に認められている。これを改めて付加的に明記して法制化することは、ほとんど意味をなさない。
第5項は現行法第6条2項を補完するもので、その変更を意図しない。しかし、親の権利は「子どもの利益における権利」であり、教え導く必要性の減少と子どもの判断能力の発達につれて縮減し、子どもの成年到達により失効するということが強調されてよい。親の権利と子どもの権利の衝突関係については判例上に確認され、また民法1626条2項に法定された解釈がある。	親の教育権	親の教育権は、いわゆる「承益的基本権」（奉仕する権利）である。確かに親は特別な法的地位にあるが、それは奉仕する権利のためであり、子どもの利益において行使される。
親は教育権を行使するにあたり、子どもの基本権、とりわけ人格権による制約を受ける（BVerfGE 72, 155, 172）。子どもは固有の尊厳および人格発達の権利を有しているのだから、親の優先権や単独責任は、ただ子どもの保護必要性にのみ由来することを認識しなければならない。	人格権	親の権利の行使の尺度は、現行法においても子の福祉である。自己責任能力のある人格への子どもの発達権は考慮されなければならない。
暴力から自由な教育は、暴力の禁止と追放とに大きく寄与する。親の教育方法の選択に対する憲法改正の直接的影響が期待されてはならないが、少なくとも子どもに対する暴力行使に社会的な許可を与えてはならない。	暴力のない教育	これを明記するだけでは、子ども虐待という社会的現実を変えることは絶対にできない。子どもは大人と同様に、基本法2条2項「身体を害されない権利」により保護される。
第6項の追加部分は、より具体的にはっきりと国家の監督責任について明示したものである。その責務を果たすには、現行法第2および3項による親の教育への介入では足りない。1990年の「子ども・青少年援助法」により具体化されたように、一人っ子、ひとり親家庭、離婚家庭の増加など現代的状況に対応した改正が必要である。	国家の監督	子どもの人格発達権について国家の監督義務を強化することは、むしろ親が教育権を行使する上でマイナスの効果を及ぼす可能性がある。国家による外的統制により、親の教育権が空洞化する恐れがある。
子どもの成長への影響を考慮しない、利益追求のための子どもの労働が重要な問題であることを示す必要がある。	その他	特別な状況にあるグループを憲法上で個別に規定することは誤りである。それにより、これらの個別グループには一般的な基本権が認められないという誤解を招く可能性がある。社会における困難さや不利益に関して、変革されるべきは社会意識であり、それは憲法改正のみが為し得ることではない。
現行法第5項にある「嫡出」という時代遅れの概念は放棄される。嫡出であっても不利な立場にある子どもも含めて、事実上の差異の克服に取り組む時だ。		

この表にみるように、子どもが基本権を有すること、子どもの人格発達に親は配慮すべきこと、子どもは暴力から保護されるべきことについては、提案側と反対側の両者の間に、共通認識が認められる。ただし、そこから導かれる主張は異なり、とりわけ国家の監督に関して対立が見られる。また、反対理由は、「子ども」という特別なグループを憲法上に明記することにより、一般的な基本権が子どもには妥当しないかのような誤解を招く点を強調している。

1-4. 連邦議会における審議経過

ここでは、最終報告書が提出された1993年11月5日以降の審議経過について簡単に触れておきたい。合同憲法委員会の最終報告を基にした「基本法改正法案」(BT-Drs. 12/6633)が連邦議会に提出されたのは翌1994年1月20日である。当然ながら、この法案は第6条改正を含まない。他の5つの関連法案とともに2月4日に第1読会にかけられ(BT-PIPr. 12/209)、審議を付託された法務委員会による勧告(BT-Drs. 12/8165)を受けて、6月30日の連邦議会で626票中619票を得て可決された(BT-PIPr. 12/238)。そして1994年10月27日、「基本法改正法」¹⁷として結実した。

共に審議にかけられた諸提案のうち、子どもの権利憲法条項化案を含むものには、上の表1と同内容の提案により「子どもの法的地位と援助の改善」を求めたSPD「基本法改正法案」(BT-Drs. 12/6323)、そしてPDS/LL (Partei des Demokratischen Sozialismus / Linke Liste: 民主社会党/左派党)による「新憲法案」(BT-Drs. 12/6570)がある。「新憲法案」は全面改正の提案であり、その第37条〔子ども・青少年〕は、「子どもおよび青少年は独自の人格として、その尊厳の尊重と同様に発達および発展への権利を有する」とはじまる第1項から全9項に及んでいる。ただし、いずれの提案も棄却された。

2. 子どもの権利に関する法改正

子どもの権利の憲法条項化の諸提案については次項で扱うが、そこでも言及されているドイツにおける子どもの権利をめぐる法制とその改正の動向を先に整理しておきたい。

2-1. 国連子どもの権利条約の批准(1992年)と権利委員会勧告(2005年)

国連「子どもの権利条約」(1989年11月20日国連採択)¹⁸をドイツが批准したのは1992年3月6日、114番目の批准国である¹⁹。批准に際し、2月17日に「子どもの権利についての1989年11月20日の条約に関する法律」²⁰を制定した。全54条の各条項が国内法との関連においてどのように位置づくのかを明示し、また「解釈宣言」²¹を行っている。ここには、例えば未成年者の法定代理、嫡出でない子の家族および相続関係、別居や離婚家庭の子どもの監護と面接交渉権について国内法を維持することなどが明記された。

同条約第43条1項に基づく、締約国の達成状況の審査機関である子どもの権利委員会は、1995年にドイツに関する第1回報告を採択した。その「提案および勧告」には、次のような記述がある²²。

21. 委員会は、ドイツ憲法に子どもの権利条約を編入することが検討されているという締約国の情報を心から歓迎するとともに、この精神にしたがって、締約国に対し、条約に憲法上の地位を付与することを意図して現在行なわれている努力を継続するよう奨励する。

権利委員会の報告書が憲法改正を奨励したこともあり、憲法条項化の諸提案がこの事実と言及していることを付言しておく。

2-2. 子ども法改正(1997年/2002年)

子どもの権利憲法条項化案は、そのほとんどが基本法第6条改正案として提案されているため、親権法改正とも密接に関わる。例えば、1957年6月18日の「男女同権法」²³が第4項の母親の地位、1969年8月19日の「非嫡出子の法的地位に関する法律」²⁴が第5項の嫡出問題と関連することが法律名からもわかる。1979年7月18日の「親の配慮権の新規制に関する法律」²⁵は従来の「親権」(Elterliche Gewalt)

を「親の配慮」(elterliche Sorge) という用語に改め、自立的で責任ある行為へと成長する子どもの能力や欲求に配慮する親の義務を明記した(民法 1626 条 2 項)²⁶。子どもの権利憲法条項化案の中には、この条文の一部をそのまま憲法に導入する提案をしているものもある。

ドイツ再統一後には、1997 年 12 月 16 日の「子ども法改善に関する法律」²⁷および 2002 年 4 月 9 日の「子ども法の一層の改善に関する法律」²⁸により、親子関係に関する法改正が「子ども法」²⁹の改正として定められた。前者は非嫡出子の差別撤廃、婚姻関係にない親の共同親権、親との面接交渉への子どもの権利に関する改正と共に、民法 1626 条 1 項を「親は未成年の子を配慮する義務と権利を有する」と改正し、権利よりも先に義務を規定した。

2002 年の改正では、暴力や虐待からの子どもの保護手続きが改善された。また、これに先行して、「子どもは暴力のない教育への権利を有する」(民法 1631 条 2 項) と定めた 2000 年 11 月 2 日の「教育における暴力追放に関する法律」³⁰がある。

2-3. 子どもおよび青少年援助法(1998 年・2006 年告示)

子どもの権利と関わって、非常に重要な法律の一つが「子どもおよび青少年援助法」³¹である。ドイツの児童虐待法制について論じた鈴木は、その特徴として、民法と子どもおよび青少年援助法の組み合わせによるものであることを第一に挙げている(鈴木 2003: 136)。

この法律は 24 条からなるが、その第 1 条が「社会法典第 8 編 子どもおよび青少年援助」という特異な構造になっている。社会法典第 8 編のみで 105 条と条文も多く、また近接領域の改正に敏感に感じる必要性があり、たびたび変更が加えられている。そこで、上述の 1997 年子ども法改正および 2005 年 9 月 8 日の「子どもおよび青少年援助の一層の発展に関する法律」³²による大幅改正にあたり、改めて社会法典第 8 編の告示が行われた(1998 年および 2006 年)。最終告示である 2006 年の時点で、1990 年 6 月 26 日の制定以来、23 回もの修正が加えられている。

その第 1 条 1 項が、「すべて若者は自己責任と共同生活力のある人格への援助、発達、教育への権利を有する」と書いているように、この法律は若者(27 歳未満)を対象とするあらゆる援助を包括している。とりわけ重要な点に、子どもの発達の援助、親の援助、生活環境の改善、そして虐待などの危険からの子どもの福祉の保護がある(第 1 条 3 項)。

このようにみても、ドイツ統一後の 20 年の間、子どもの権利・保護法制の改善の努力が続けられてきたことがわかる。また、子どもの権利憲法条項化案が基本法第 6 条改正案として提案されていることから、これらの国際条約や国内の法改正に言及されるのも必然であり、相互に影響を及ぼしあってきたことが推測できるだろう。

3. 子どもの権利憲法条項化案(1994-2011 年)

ここでは、再統一後の憲法改正以降の、第 13 期連邦議会から第 17 期(2012 年 1 月)までの子どもの権利憲法条項化案を取り上げ、提案ごとに考察を加えたい。

まず、その全体像を示したのが次頁の表 3 である。子どもの権利の憲法条項化を含む、連邦議会に提出された提案および法案であり³³、法案についてはその内容の該当部分を訳出して掲載した。合わせて 10 の提案があり、そのうち法案は 4 つ、いずれも第 6 条改正案であった。

表3 ドイツ連邦議会に提出された子どもの権利憲法条項化案（1997-2011年）

会期	資料番号	日付	提案主体	資料名/下段は法案の内容
13	7104	1997/02/27	SPD	基本法改正の法案 第1条 基本法改正：基本法第6条は以下のように変更される。 1. 第1項の後に、次のように第2項を挿入する：(2) 子どもは基本権を保持し発展させる権利、および自己決定と自己責任能力のある人格への発達の権利を有する。 2. 現行第2項は、次のように第3項として規定する：(3) 子どもの育成および教育は、両親の自然的権利であり、かつ、何よりもまず両親に課せられた義務である。この義務の実行については、国家共同体がこれを監視する。自立的で責任ある行為への子どもの成長しつつある能力は配慮される。子どもは暴力から自由に教育される。 3. 現行第3-5項は、第4-6項とする。
	8549	1997/09/23	PDS	基本法改正法案 第1条 基本法改正：1. 基本法第6条は以下のように変更される。 a) 現行第2項および第3項は削除する。 b) 現行第4項は第2項、第5項は第3項とする。 2. 以下の第6a条を挿入する。 (1) 子どもおよび青少年は権利主体であり、その尊厳の尊重は人格の発展および発達への請求権を含む。また、社会的・政治的決定に適切に参加できる。国家と社会の特別な保護を享受することができる。 (2) 子どもおよび青少年は、その出自や社会的背景によらず、養育、教育、世話、扶養への権利を有する。子どもは保育施設利用への請求権を有する。 (3) 子どもおよび青少年は、暴力から自由な生活への権利を有する。子どもおよび青少年の福祉が危険にさらされ、配慮権者（親権者）がそれを回避できない時は、公共団体が必要な援助を保障する。 (4) 子どもおよび青少年は、その福祉が直接の危険にさらされ、かつその危険に他の方法では対処しえない場合、法律の根拠に基づいてのみ、配慮権者（親権者）の意思に反して、これを隔離することが許される。 (5) 障害のある子どもおよび青少年は、共同体の生活に組み入れられる権利を有する。身体的・精神的な特性により公共生活において不利益を被る子どもおよび青少年には、適切な補償を行うことができる。 (6) 子どもの労働は禁止される。
14	2720	2000/02/16	PDS	提案：教育における暴力禁止の効果的促進
	7818	2001/12/12	PDS	基本法改正法案（第6条：子どもの権利） 第1条 基本法改正：基本法第6条は以下のように変更される。 a) 第1項に次のように補足する：子どもは権利主体である。すべて子どもは発達と発展への権利を有する。 b) 第2項は次のように変更される：子どもの育成および教育は、両親の自然的権利であり、かつ、何よりもまず両親に課せられた義務である。その際、自立的で責任ある行為への子どもの成長しつつある能力は配慮される。その実行については国家共同体がこれを監視する。国家共同体は子どもの権利を保護、援助し、子どもにふさわしい生活環境に配慮する。 c) 第3項は削除する。 d) 現行第4項は第3項とする。 e) 現行第5項は第4項とし、次のように変更する：(4) すべての子どもに、法律の定めにより、身体的・精神的な成長と社会における地位のための平等な条件を整備する。
16	5005	2007/04/27	同盟 90/緑の党	提案：子どもの権利の憲法における強化
	13791	2009/07/14	Die Linke ³⁴	基本法改正の法案（社会的基本権の導入） 第1条 基本法改正：3. 第6条は以下のように変更される。 a) 次の第2項が新たに挿入される：(2) 子どもおよび青少年はその人格の発達と発展、決定への年齢相応の参加、暴力から自由な教育、そして暴力・放任・搾取からの特別な保護への権利を有する。国家共同体は子どもと青少年の権利を尊重・保護・援助し、子どもおよび青少年にふさわしい生活環境に配慮する。子どもの福祉は、あらゆる決定において特別に配慮される。
17	6920	2011/09/06	SPD	提案：子どもの権利の包括的強化
	7187	2011/09/28	同盟 90/緑の党	提案：子どもの権利強化
	7644	2011/11/09	Die Linke	提案：子どもの権利の包括的強化と憲法条項化

3-1. 第13期連邦議会（1994年10月11日～1998年10月26日）

第13期連邦議会には、子どもの権利憲法条項化に関して2つの法案が提出され、審議されている。資料番号13/7104、26名の議員とSPDによる「基本法改正の法案」は、第1読会後に法務委員会に付託され（BT-PIPr. 16/163: 14667B）、会期終了を迎えた。法案の文言は上述したドイツ再統一の際の改正案と同じで、第2項と第4項に修正を限定している。その審議経過をみると、第1読会で同時に審議にかけられた法案が何と10も存在した³⁵。無論、憲法改正案は一つであり、その多くが刑法改正それも性犯罪に関するものである。その背景には、1996年に起きたナタリーの性的暴行殺傷事件³⁶がある。7歳のナタリーは下校途中に車で連れ去られ、暴行を加えられた後、川に投げ捨てられて死亡した。学校を出てわずか5分の出来事であった。この事件がメディアで大きく取り上げられたこともあり、性犯罪や危険犯罪は社会問題にまで発展した。上記の法案のうち法制化されたのは、1998年1月26日の「性犯罪およびその他の危険犯罪の撲滅に関する法律」³⁷である。

もう一つは5名の議員とPDSによる「基本法改正法案」であり、親の権利を保障する第2項を削除し、新たに基本法第6a条を挿入するというこれまでにはない提案であった。この法案は提出のみに終わり、審議されていない。当時、1997年の子ども法改正の審議が詰めの段階にあり、その争点の一つが親の虐待・体罰禁止のための民法1631条2項の改正であった。PDS法案の理由書には「体罰および子どもの尊厳を傷つける罰は許されず、屈辱的な『教育措置』は処罰の対象とする」（3頁）³⁸と明記されている。1997年の子ども法は体罰禁止ではなく、同条の禁止事項に「身体的および精神的虐待」を加える修正を行った。

また、どちらの法案も問題提起として、1995年の子どもの権利委員会報告に言及している。

3-2. 第14期連邦議会（1998年10月26日～2002年10月17日）

第14期には、数名の議員とPDSによる提案および法案が提出された。「提案：教育における暴力禁止の効果的促進」（14/2720）は、具体的な法律改正案は明記されていないが、第一に基本法第6条改正による子どもの権利の憲法条項化を提起している。同提案は、2000年の「教育における暴力追放に関する法律」の審議過程において、法務委員会勧告が出される前に提出され、同時に審議されている（BT-PIPr. 14/114）。同法は、「体罰、精神的侵害およびその他の屈辱的措置は認めない」（民法1631条2項）と定め、ドイツは親の体罰を法制上で禁止した第11番目の国となった。親の体罰禁止をめぐる問題は、1993年の「懲戒禁止法案」（BT-Drs. 12/5359）、「虐待禁止法案」（BT-Drs. 12/6343）、さらには1979年の「親の配慮権の新規制に関する法律」に遡るが、ここでようやく決着をみた³⁹。その背景として、第14期連邦議会において誕生したSPDと同盟90/緑の党による連立政権が、すでにその連立協定において「教育手段としての暴力の禁止と撲滅（民法第1631条2項）」（37頁）⁴⁰と明記していたことは付言されてよいだろう。

次に、「基本法改正法案（第6条：子どもの権利）」（14/7818）は、第6条改正のみの憲法改正案である。ちょうど2002年の子ども法改正案の第2読会が迫った時期で、2002年2月1日の連邦議会において同時に審議された（BT-PIPr. 14/216）。ここで子ども法は可決されるのであるが、基本法改正法案は法務委員会に付託され、会期終了となった。審議過程では、すでに90年代に憲法改正の議論があり、改正の必要なしと判断されたことなどを指摘する批判もあった。

3-3. 第 15 期連邦議会 (2002 年 10 月 17 日～2005 年 10 月 18 日)

第 15 期には子どもの権利憲法条項化の提案や法案はないが、連邦政府の国家行動計画「子どもにふさわしいドイツ 2005-2010 年」(BT-Drs.15/4970)⁴¹に、「子どもの権利の憲法条項化」(44 頁)の項目が掲げられ、子どもは権利主体であることなどが説明されている。なお、この計画は、2002 年 5 月の国連子ども特別総会での採択「子どもにふさわしい世界」⁴²を行動に移すためのものである。そこでは、2010 年までに最優先されなければならない 4 つの課題の一つに、「子どもの虐待、搾取、暴力からの保護」が挙げられている。

3-4. 第 16 期連邦議会 (2005 年 10 月 18 日～2009 年 10 月 27 日)

第 16 期には、15 名の議員と同盟 90/緑の党による「提案：子どもの権利の憲法における強化」(16/5005) および 26 名の議員と Die Linke による「基本法改正の法案」(16/13791) の 2 つが提案された。法案の方は、会期終了の直前に提起され、審議にかけられていない。

提案は、4 つの点について基本法を改正しようとするもので、その一つ目に「子どもの法的地位をはっきりと明確にし、明記する」(2 頁)とある。2007 年 9 月 21 日の第 1 読会では、上述したケヴィンの名前が登場した (BT-PIPr. 16/116:12063A)。悲しい事件から、すでに約 1 年が経とうとしていた。その後、付託を受けた家族・高齢者・女性・青少年省により承認の勧告 (BT-Drs. 16/8703) が出され、2008 年 4 月 11 日に再び審議にかけられた。その際、同時に審議されたのが「提案：ドイツにおける子どもの権利の無条件化 (子どもの権利条約の解釈宣言の撤回)」(BT-Drs. 16/1064, 8700) であり、どちらも会期内に決着を見なかったが、そこで言及されたのが、2008 年 4 月 1 日の連邦憲法裁判所判決である。判決は、子どもを基本権の権利主体であると明言し、親の教育義務と関わって次のように述べている (BVerfGE 121, 69, 71)。その後の諸提案で根拠として挙げられている点でも、注目に値する。

子どもは固有の権利と尊厳を有する。基本権の主体として、国家の保護と基本的で確実な権利保障への請求権を有する。人間の尊厳をその価値体系の中心におく憲法は、人間相互の関係秩序において、原則として、何人にも他者の人格権を譲渡できず、それを義務化できず、また他者の尊厳を尊重する。これは、親子の関係にもあてはまる。

2008 年 1 月、連邦議会が発行する冊子の「時事問題」コーナーには、「子どもの憲法上の地位」が取り上げられた (Anja 2008)。これまでの連邦憲法裁判所判決、第 12 期と第 16 期における子どもの権利憲法条項化案についてまとめた上で、ブレーメンをはじめとするドイツ 16 州のうち 10 の州が子どもの権利を州憲法に掲げている点が指摘されている。ケヴィン事件後、各種メディアの報道の影響などもあり、子どもの権利の憲法条項化に社会的な関心が向けられていたことがここからも窺える。事件直後の 2006 年 10 月 13 日、連邦家族省のウルスラ・ライアン大臣 (Ursula von der Leyen) が、インタビューに答えて子どもの権利憲法条項化に言及したことも大きな影響を与えた⁴³。

3-5. 第 17 期連邦議会 (2009 年 10 月 27 日～2012 年 1 月現在)

第 17 期には、3 つの提案があった。いずれも子どもの権利の強化を主題としている。なお、第 16 期に解決をみなかった子どもの権利条約の留保事項は、これらの提案の前の 2010 年 7 月に撤回された (BT-Drs. 17/6920:1)。3 つの提案は、2011 年 11 月 24 日の第 143 回連邦議会で共に審議されている。

同時に審議されたのは合わせて6つで、現在も審議中の「提案：子どもに対する性的暴力撲滅」(BT-Drs. 17/7807)、「提案：未成年者の軍隊への非徴収」(BT-Drs. 17/7772)、そして後に同時に審議された「提案：難民の子どもへの子どもの権利条約の適用」(BT-Drs. 17/7643)を含む。その中で、すでに付託委員会からの勧告が出されていたSPDの「提案：子どもの権利の包括的強化」(BT-Drs. 17/6920)は、この議会において否決された(BT-PIPr. 17/143:17166B)。翌日、連邦参議院より「子どもの権利憲法条項化の動議」(BR-Drs. 386/11)が提出され、この問題は再び新聞紙面を賑わした。この動議では、2000年12月7日の「欧州基本権憲章」⁴⁴第24条に「子どもの権利」が掲げられ、基本権の枠組みにおいて子どもに固有な権利が規定されたことが言及された。

他の2つの法案、同盟90/緑の党の「提案：子どもの権利強化」(BT-Drs. 17/7178)とDie Linkeの「提案：子どもの権利の包括的強化と憲法条項化」(BT-Drs. 17/7644)、および「提案：難民の子どもへの子どもの権利条約の適用」は、付託された委員会により共に勧告を受けた(BT-Drs. 17/8382)。3つすべて棄却するという判断であり、2012年1月19日の第152回連邦議会において可決された。つまり、提出された子どもの権利の憲法条項化案は、すべて棄却されたということである。

おわりに ～結論にかえて～

本稿では、ドイツにおける子どもの権利憲法条項化案の棄却の論理を解明するために、再統一から今日に至るまでの諸提案の審議経過を考察してきた。これまでドイツでは、暴力や虐待からの子どもの保護は民法における親の配慮権との関わりにおいて検討され、具体的に法制化されてきた。憲法条項化の提案は、そうした民法や子どもおよび青少年援助法の改正では不十分であるとの意見表明と捉えることができる。実際に、ケヴィンやナタリーの事件のような残酷な虐待や犯罪が後を絶たない現実があり、更なる改善が求められていることには疑いの余地はない。連邦議会の審議過程をみてもこの点に対立は見られず、現状認識には多くの共通点がみられる。子どもは権利の主体であり、親は子どもの成長に配慮し、子どもは暴力から守られる権利を有する。これらは、再統一後から現在に至るまで、一貫した共通認識であったと言える。それをどのように保障しうるのかという点において、とりわけ国家の介入をめぐることは、今日も対立が生じている。

基本法改正と関連して一つ言及すれば、2002年の改正で「動物の権利」が保障された⁴⁵。「動物は憲法で保護し、子どもには無し」⁴⁶という批判も起きている。加えて欧州基本権憲章がその第24条に子どもの権利の条項を有していること、連邦憲法裁判所判決が子どもは権利主体であるという判断を下していることなどから、2011年には憲法条項化の機運が高まったが、再び棄却という結果となった。

第13期から現在までの子どもの権利の憲法条項化案の審議経過を眺めてみると、まず子どもの虐待事件などが法案提出を後押ししていること、そしてその文脈から、複数の具体的な法改正案と憲法改正案とが同時に審議されていることは特徴的であった。第13期の「性犯罪およびその他の危険犯罪の撲滅に関する法律」、第14期の「教育における暴力追放に関する法律」などが、憲法条項化案との同時審議の中で立法化されている。現実的な問題を前にして、より具体的・手続き的な立法が優先され、憲法改正は審議途中で会期終了という例もみられた。同時に、現行法体系のもとで子どもの権利をめぐる法制が整えられてきたという事実は、それらの基本となる憲法改正を困難にする一つの要素となりうる。その点、冒頭でふれた比較的新しい憲法あるいは全面改正の場合には、あらかじめ権利

カタログを揃えて規定できるため、子どもの権利を憲法条項として掲げることが容易となる。ドイツの場合にも、全面改正の試みがなかった訳ではないが、あらゆる法の基本として機能している基本法の全面改正は困難を極めると言わざるをえない。しかし今後、すべての州憲法が子どもの権利を明記することも十分に考えられる。また、スイスやオーストリアなど近隣諸国が子どもの権利を憲法条項化していること、2011年の東日本大震災の影響でドイツの政権変動が起きている点から考えて、今後も子どもの権利憲法条項化の試みは続くだろう。

本稿では、20年以上にわたる子どもの権利憲法条項化の審議経過を網羅的に把握することを主眼としたため、審議内容や他の法案との政治的關係、文言の差異等についてほとんど触れられなかった。また、選挙権年齢など、子どもの権利をめぐる法案で言及していないものも多い。親子関係や暴力に関する理論的な蓄積も踏まえつつ、子どもたちの幸福を最大限に保障する法制度について、今後も検討していきたい。

文献一覧

- ・ Anja Eiardt 2008: Aktueller Begriff; Die verfassungsrechtliche Stellung des Kindes, in: Deutscher Bundestag, Analysen und Gutachten der Wissenschaftlichen Dienste, Nr. 01/08, 03. Januar 2008
- ・ Brümmer, Gisela 1980: Die Entwicklung des elterlichen Sorge- und Erziehungsrechts in der DDR, Carl Heymanns Verlag KG, Köln, Berlin, Bonn, München
- ・ Marthaler, Thomas 2009: Erziehungsrecht und Familie, Der Wandel familialer Leitbilder im privaten und öffentlichen Recht seit 1900, Juventa Verlag, Weinheim und München
- ・ Official Journal of the European Communities 2000/C 364/01: Charter of fundamental rights of the European Union, Volume 43, 18 December 2000
- ・ Parlament der Republik Österreich 2011: Bundesverfassungsgesetz über die Rechte von Kindern (935/A), Parlament der Republik Österreich website
URL: http://www.parlament.gv.at/PAKT/VHG/XXIV/A/A_00935/index.shtml (2012/02/05)
- ・ Peschel-Gutzeit, Lore Maria 1994: Fie Aufnahme von kinderrechten in das Grundgesetz, Anmerkungen zur ablehnenden haltung der Gemeinsamen Verfassungskommission, Recht der Jugend und des Bildungswesens (RdJB) Heft 4, S. 491-497
- ・ Pieroth, Bodo/Schlink Bernhard 1992: Grundrechte Staatsrecht II 8., überarbeitete Auflage, C.F. Müller Jusistischer Verlag, Heidelberg : 2001 永田秀樹／松本和彦／倉田原志訳『現代ドイツ基本権』法律文化社
- ・ radiobremen 2011: Der Tod kam schneller als das Jugendamt — Das kurze Leben von Kevin K. Dienstag, 4. Oktober 2011. URL: <http://www.radiobremen.de/politik/dossiers/drogen/chronikversagen100.html> (2012/02/05)
- ・ Schlie, Hans-Walter 1986: Elterliches Erziehungsrecht und staatliche Schulaufsicht im Grundgesetz, Ein Beitrag zum Verhältnis elterlicher und staatlicher Verantwortung für das Kind und die Gemeinschaft, Peter Lang, Frankfurt am Main, Bern, New York
- ・ Steffi Menzenbach/Anja Netterscheidt/Maren Beckebanze/Lena Kuhn 2009: Änderungen des Grundgesetzes seit 1949: Inhalt, Datum, Abstimmungsergebnis und Textvergleich, In: Deutscher Bundestag, Wissenschaftliche Dienste
- ・ 阿部照哉／畑博行編 2005: 『世界の憲法集〔第三版〕』有信堂高文社
- ・ 生田周二／大串隆吉／吉岡真佐樹 2011: 『青少年育成・援助と教育』有信堂
- ・ 石川稔／森田明 1995: 『児童の権利条約—その内容・課題と対応』一粒社
- ・ 岩志和一郎 1998a: 「ドイツの新親子法 (上)」『戸籍時報』第 493 号、2 頁
- ・ 岩志和一郎 1998b: 「ドイツの新親子法 (中)」『戸籍時報』第 495 号、17 頁
- ・ 岩志和一郎 1999: 「ドイツの新親子法 (下)」『戸籍時報』第 496 号、26 頁
- ・ 岩志和一郎 2007: 「ドイツの親権法」『民商法雑誌』第 136 卷第 4/5 号、497-530 頁
- ・ 内村國臣／小林勝 2001: 「(試訳) 欧州連合基本権憲章」中央学院大学『中央学院大学法学論叢』第 14 卷 1/2 号、316-326 頁
- ・ クラトリーウム編／小林孝輔監訳／ドイツ国法研究会・グルッペ'94 訳 1996: 『21 世紀の憲法—ドイツ市民による改正論議』三省堂

- ・ 小林勝 2001: 「欧州連合基本権憲章について」中央学院大学『中央学院大学法学論叢』第14巻1/2号、291-315頁
- ・ 佐々木健 2005: 「ドイツ親子法における子の意思の尊重(1)」『立命館法學』第4号、1756-1830頁
- ・ 鈴木博人 2003: 「ドイツの児童虐待法制」吉田恒雄編『児童虐待防止法制度—改正の課題と方向性』向学社、136-158頁
- ・ 高田敏/初宿正典編訳 2005: 『ドイツ憲法集〔第4版〕』信山社出版株式会社
- ・ ドイツ憲法判例研究会編 2001: 『未来志向の憲法論』信山社出版株式会社
- ・ 初宿正典/辻村みよ子 2010: 『新解説世界憲法集 第2版』三省堂
- ・ 丸岡桂子 2009: 「ドイツにおける子ども虐待に関する保護制度・ソーシャルワーカーの刑事事件・法改正について」奈良女子大学『人間文化研究科年報』第24号、225-238頁
- ・ 民主党憲法調査会 2004: 『創憲に向けて、憲法提言中間報告』民主党ウェブサイト、ニュース・アーカイブより URL: <http://archive.dpj.or.jp/news/?num=601> (2012/02/05)
- ・ 諸橋邦彦 2005: 「主な日本国憲法改正試案及び提言」国立国会図書館『調査と情報』第474号、1-15頁
- ・ 山岡規雄 2009: 「諸外国の憲法における青少年保護規定」国立国会図書館調査及び立法考査局『青少年をめぐる諸問題: 総合調査報告書』48-54頁。国立国会図書館ウェブサイトより。URL: <http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/document/2009/200884.pdf> (2012/02/05)
- ・ 山岡規雄/北村貴 2010: 「諸外国における戦後の憲法改正【第3版】」国立国会図書館『調査と情報』第687号、1-14頁
- ・ 山岡規雄 2012: 『各国憲法集(1) スウェーデン憲法』国立国会図書館調査及び立法考査局
- ・ 結城忠 1999: 「子どもの権利の憲法条項化の試み(ドイツ)」、『教職研修』1999年7月号、教育開発研究所、146-149頁
- ・ 渡辺暁彦 2004: 「未成年者の選挙権と憲法教育—ドイツ連邦憲法裁判所の最近の判決を契機として—」、『滋賀大学教育学部紀要 II 人文科学・社会科学』No. 54、滋賀大学、73-86頁
- ・ 渡辺暁彦 1996: 「統一ドイツにおける基本法改正論議の一側面—両院合同憲法調査委員会(Gemeinsame Verfassungskommission von Bundestag und Bundesrat, GVK) と特に直接民主導入をめぐる議論を中心として—」、『同志社法学』48巻3号、477-576頁
- ・ 渡辺久丸 2006: 『現代オーストリア憲法の研究(普及版)』信山社
- ・ 渡邊斉志 2002: 「ドイツ連邦共和国基本法の改正—動物保護に関する規程の導入」国立国会図書館調査及び立法考査局『外国の立法』214号、177-184頁

※紙幅の都合上、連邦議会資料および議事録等については、この一覧には掲載していない。

荒川 麻里 (筑波大学大学院人間総合科学研究科 助教)

¹ ケヴィンの事件の詳細については、radiobremen 2011による。そこには、1歳半のケヴィンが大きな目でこちらを見つめる写真が掲載されている。この事件は少年局職員の責務に関する刑事事件にまで発展し、注目を集めた。丸岡 2009は、子どもの虐待に関する保護制度についての論稿の中で、近年ドイツのメディアで話題となった虐待事件として、5歳女児ゾフィー(2005年)と2歳男児ロビン(2007年)の餓死事件、そしてケヴィンの虐待死亡事件(2006年)を挙げている。

² 子どもの保護は、経済協力開発機構(OECD)加盟30カ国のうち、21カ国が明記している(山岡 2009, 48)。

³ South Africa Government Online, Constitution of the Republic of South Africa, 1996. URL: <http://www.info.gov.za/documents/constitution/1996/a108-96.pdf> (2012/02/05)

⁴ THE TRANSITIONAL CONSTITUTION OF THE REPUBLIC OF SOUTH SUDAN, 2011. Sudan Tribune website: http://www.sudantribune.com/IMG/pdf/The_Draft_Transitional_Constitution_of_the_ROSS2-2.pdf (2012/02/05)
同様の例には、ケニアの新憲法である「ケニア共和国憲法」(2010年)第4章「権利章典」第53条がある。The Constitution of Kenya, 2010. The National Council for Law Reporting website, URL: http://www.kenyalaw.org/klr/fileadmin/pdfdownloads/Constitution_of_Kenya_2010.pdf (2012/02/05)

⁵ 家庭における体罰をもっとも最近禁止したのが南スーダンである。End All Corporal Punishment of Children website, URL: <http://www.endcorporalpunishment.org/pages/frame.html> (2012/02/05)

家庭における体罰禁止は、民法、子どもの保護のための特別な法律、または刑法に規定されていることが多い。憲法においてこれを禁止した例は、上述した「ケニア共和国憲法」と「南スーダン共和国暫定憲法」のみである。前者の場合は、第29条に体罰禁止、第53条に子どもの権利と別々の規定である。

⁶ 「統治法典」はスウェーデン王国憲法の法源の一つである。第1章第2条〔個人の尊重、男女の平等および少数民族の保護〕4項「…公共機関は、性、皮膚の色、国籍または人種、言語または宗教的帰属、障害、性的志向、

年齢その他個人的自由に基づく差別と闘わなければならない」(阿部／畑 2005: 148)。同項の大部分は、1994 年以降の改正時に挿入されたと思われる。参照資料：山岡 2012. International Constitutional Law Countries website. URL: <http://www.verfassungsvergleich.de/> (2012/02/05)。同様に、「ブラジル連邦共和国憲法」(1988 年) 第 3 条 4 項は、「血統、人種、性別、皮膚の色、年齢に関する偏見、その他いかなる携帯の差別も無い、すべての者の福祉の増進」を国家の基本目的として掲げている(阿部／畑 2005: 348)。

⁷ 同条文の訳出にあたっては、山岡 2009: 51 や初宿／辻村 2010: 284 の訳を参考にした。ドイツの改正案との用語の異同がわかるように、ここに原文を載せておく。§11 Abs.1 Kinder und Jugendliche haben Anspruch auf besonderen Schutz ihrer Unversehrtheit und auf Förderung ihrer Entwicklung. Abs. 2 Sie üben ihre Rechte im Rahmen ihrer Urteilsfähigkeit aus. Die Bundesbehörden der Schweizerischen Eidgenossenschaft website, Bundesbeschluss über eine neue Bundesverfassung vom 18. Dezember 1998. URL: <http://www.admin.ch/ch/d/as/1999/2556.pdf> (2012/02/05)

⁸ 同法に関しては、オーストリア連邦議会ウェブサイト、審議経過等の詳しい情報がある(Parlament der Republik Österreich 2011)。オーストリア憲法の法源には、憲法典のほか「憲法律」がある(阿部／畑 2005: 103)。オーストリアの憲法に関しては、渡辺 2006 に詳しい。

⁹ 日本における憲法改正案を概観したものに、諸橋 2005 がある。

¹⁰ "Kinderrechte ins Grundgesetz", Frankfurter Allgemeine Zeitung, 4. April. 2007. Kinderrechte ins Grundgesetz, die Tageszeitung, 07.01.2008. taz.de website. URL: <http://www.taz.de/Debatte-Kinderschutz/!10470/> (2012/02/05)

¹¹ ドイツ連邦議会 website において、1976 年 12 月 14 日以降の議会資料の資料番号検索による全文閲覧、およびキーワード検索、審議経過等の情報入手も可能である。Deutscher Bundestag website URL: <http://dip.bundestag.de/> (2012/02/05)。また、同サイトには第 13 期以降の棄却された基本法改正法案のデータベースもある(13.4 Nicht verabschiedete Änderungsentwürfe)。本稿において、BT は連邦議会、BR は連邦参議院、Drucksache は議会資料、PIPr は議事録(Plenarprotokoll)の略称として用いる。また、BverfGE は連邦憲法裁判所判例集(Entscheidungen des Bundesverfassungsgerichts)、BGBl は官報(Bundesgesetzblatt)の略称である。官報は 1949 年のものから、すべて右のサイト上で閲覧可能である。Bundesgesetzblatt online, URL: <http://www.bgbl.de/> (2012/02/05)

¹² 結城 1999 には、同報告書の部分的な訳出があり、本稿はこの研究に多くを負っている。また、当時のドイツ市民による憲法改正論議をまとめた邦訳にクラトリウム 1996 がある。

¹³ この他に、PDS/LL (Partei des Demokratischen Sozialismus / Linke Liste: 民主社会党/左派党) およびブランデンブルグ州による提案もあった。問題提起 i を強調した提案であり、いずれも否決された。

¹⁴ 訳出にあたっては、高田／初宿 2005: 211-212 を参照し、改正案の訳もできる限りこれに沿っている。改正案第 6 条 4・5 項の原文は以下の通り。§6 (4) Kinder haben ein Recht auf Wahrung und Entfaltung ihrer Grundrechte sowie auf Entwicklung zu selbstbestimmungs- und verantwortungsfähigen Persönlichkeiten. (5) Pflege und Erziehung der Kinder sind das natürliche Recht der Eltern und die zuvörderst ihnen obliegende Pflicht. Über ihre Betätigung wacht die staatliche Gemeinschaft. Die wachsende Fähigkeit der Kinder zu selbständigem, verantwortlichem Handeln ist zu berücksichtigen. Kinder sind gewaltfrei zu erziehen. BT-Drucksache 12/6000, S. 56.

¹⁵ 合同憲法委員会は、連邦議会および連邦参議院より各 32 名、合計 64 名の委員で構成されている。よって法定多数は、42 名以上となる。

合同憲法委員会における第 6 条に関する採決結果 (1993 年 6 月 17 日)

採決項目	賛成	反対	棄権
第 6 条 1 項	21	21	2
第 6 条 2 項	25	19	2
第 6 条 3 項	25	3	15
第 6 条 4-6 項	24	20-22	2

※ 両院合同憲法委員会の最終報告書 (56 頁) のデータに基づき筆者作成

¹⁶ 報告書では、提案理由は 7 段落、反対理由は 3 段落にそれぞれまとめられている。表の提案理由の枠は、この段落に対応している。反対理由は、第 1 段落が子ども、親、国家の権利関係について、第 2 段落は暴力について、第 3 段落がグループ分けの問題について述べられている。

¹⁷ Gesetz zur Änderung des Grundgesetzes (Artikel 3, 20a, 28, 29, 72, 74, 75, 76, 77, 80, 87, 93, 118a und 125a), BGBl. I. Nr. 75 vom 03.11.1994, S. 3146-3148

¹⁸ 日本政府訳は「児童の権利に関する条約」である。日本は 1990 年 9 月 21 日にこれに署名し、1994 年 4 月 22 日に批准した、第 158 番目の批准国である(同年 5 月 22 日効力発生)。外務省 website 「作成および採択の経緯」より。URL: <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/seka.html> (2012/02/05) およびユニセフ・ジャパン website 「子どもの権利条約 締約国」より。URL: http://www.unicef.or.jp/about_unicef/about_rig_list.html (2012/02/05)

¹⁹ ちなみに、東ドイツは 1990 年 10 月 2 日にすでに批准していた。子どもの権利条約をめぐるドイツの状況については、石川／森田 1995: 477-490 を参照した。

²⁰ BGBl. II. Nr.6 21.02.1992, S.121-148.

²¹ Bekanntmachung über das Inkrafttreten des Übereinkommens über die Rechte des Kindes, 10.07.1992, BGBl. II. Nr. 34 vom 26.09.1992, S. 990-1009

²² Concluding observations of the Committee on the Rights of the Child: Germany, CRC/C/15/Add. 4327 November 1995. URL: <http://daccess-dds-ny.un.org/doc/UNDOC/GEN/G95/197/34/PDF/G9519734.pdf?OpenElement> (2012/02/05)

日本語訳は「ARC 平野裕二の子どもの権利・国際情報サイト」にならった。同サイトには、子どもの権利委員会報告書を含む、子どもの権利に関する情報が網羅されている。URL: <http://www26.atwiki.jp/childrights/> (2012/02/05)

²³ Gesetz über die Gleichberechtigung von Mann und Frau auf dem Gebiete des bürgerlichen Rechts, BGBl. I. Nr. 26 vom 21.06.1957, S.609-640

²⁴ Gesetz über die rechtliche Stellung der nichtehelichen Kinder, BGBl. I. Nr. 80 vom 22.08.1969, S.1243-1269

²⁵ Gesetz zur Neuregelung des Rechts der elterlichen Sorge, BGBl. I. Nr. 42 vom 24.07.1979, S.1061-1071

²⁶ ちなみにこの条項は、それまで「子は未成年の間は親権に服する」とだけ定めていたのであり、日本の現行民法第 818 条「成年に達しない子は、父母の親権に服する」に近似する。ドイツの親権法改正の歴史や現状は日本の親権法改正を進めている法制審議会等でも最も参照されている。参照：法務省ウェブサイト「児童虐待防止のための親権制度研究会報告書等の公表について」 URL: <http://www.moj.go.jp/MINJI/minji191.html> (2012/02/05)

²⁷ Gesetz zur Reform des Kindschaftsrechts (Kindschaftsrechtsreformgesetz - KindRG), BGBl. I. Nr. 84 vom 19.12.1997, S.2942-2967

²⁸ Gesetz zur weiteren Verbesserung von Kinderrechten (Kinderrechteverbesserungsgesetz - KindRVerbG), BGBl. I. Nr. 23 vom 11.04.2002, S.1239-1240.

²⁹ Bundesministerium der Justiz, Das Kindschaftsrecht, August 2011, S. 8. URL: http://www.bmj.de/DE/Recht/BuergerlichesRecht/Kindschaftsrecht/_doc/artikel.html (2012/02/05)

³⁰ Gesetz zur Ächtung der Gewalt in der Erziehung und zur Änderung des Kindesunterhaltsrechts, BGBl. I. Nr. 48 vom 07.11.2000, S.1479-1480.

³¹ Neufassung des Achten Buches Sozialgesetzbuch, BGBl.I. Nr. 62 vom 21.12.2006, S.3134-3170.

³² Gesetz zur Weiterentwicklung der Kinder- und Jugendhilfe (Kinder- und Jugendhilfeweiterentwicklungsgesetz - KICK) BGBl.I. Nr. 57 vom 13.09.2005, S.2729-2740.

³³ 抽出にあたっては、上述した連邦議会ウェブサイトのデータベースより、“Kinderrecht”と“Grundgesetz”のキーワードで個別に検索し、該当データより選別する方法をとった。原則として法案 (Entwurf)、提案 (Antrag) とし、質問 (Frage) はこれに含んでいない。

³⁴ 「左翼党」と訳される。

³⁵ 資料番号のみ列記する。7163, 7164, 7165, 859, 6038, 6831, 6899, 7087, 7092, 7166.

³⁶ ナタリー事件については、参照：Schrei der Hilflosigkeit, DER SPIEGEL 40/1996, S.31-33.

³⁷ Gesetz zur Bekämpfung von Sexualdelikten und anderen gefährlichen Straftaten, BGBl.I. Nr. 6 vom 30.01.1998, S.160-163.

³⁸ この法案は、改正案としては体罰や虐待に言及していないことから、「基本法改正案」という形式で、1997 年の子ども法改正論議にインパクトを与えようとしたことが考えられるが、これは推測の域を出ない。

³⁹ 参照：拙稿「ドイツにおける親の体罰禁止の法制化」筑波大学教育制度研究室『教育制度研究紀要』第 3 号、2002 年、11-26 頁

⁴⁰ Aufbruch und Erneuerung –Deutschlands Weg ins 21. Jahrhundert, Koalitionsvereinbarung zwischen der Sozialdemokratischen Partei Deutschlands und BÜNDNIS 90/DIE GRÜNEN Bonn, 20. Oktober 1998. Heinrich-Böll-Stiftung e.V. website. URL:http://www.boell.de/downloads/stiftung/1998_Koalitionsvertrag.pdf (2012/02/05)

⁴¹ 最終報告書がまとめられている。Abschlussbericht zum Nationalen Aktionsplan „Für ein kindergerechtes Deutschland 2005-2010“ (NAP), Bundesministerium für Familie, Senioren, Frauen und Jugend, 2011. URL: <http://www.kindergerechtes-deutschland.de/> (2012/02/05)

⁴² 提起された課題は次の 4 つである。①健康的な生活の推進、②質の高い教育の提供、③子どもの虐待、搾取、暴力からの保護、④HIV/エイズに立ち向かう。A World Fit for Children, MILLENNIUM DEVELOPMENT GOALS SPECIAL SESSION ON CHILDREN DOCUMENTS THE CONVENTION ON THE RIGHTS OF THE CHILD, 2002. UNICEF website. URL: http://www.unicef.org/publications/files/A_World_Fit_Children.pdf (2012/02/05)

⁴³ Kinderrechte in die Verfassung? Die Zeit, 15.10.2006, <http://www.zeit.de/online/2006/42/Kinderrechte-Verfassung> (2012/02/05)

⁴⁴ CHARTER OF FUNDAMENTAL RIGHTS OF THE EUROPEAN UNION (2000/C 364/01) European Parliament website. URL: http://www.europarl.europa.eu/charter/pdf/text_en.pdf (2012/02/05)

この憲章の訳出および解説として、内村／小林 2001 および小林 2001 がある。

⁴⁵ Gesetz zur Änderung des Grundgesetzes (Staatsziel Tierschutz), BGBl.I. Nr. 53 vom 31.07.2002, S. 2862

⁴⁶ Tiere sind per Grundgesetz geschützt - Kinder nicht Mitteldeutsche Zeitung erstellt 18.11.06. URL: <http://www.mz-web.de/servlet/ContentServer?pagename=ksta/page&atype=ksArtikel&aid=1162937447837> (2012/02/05)